

事業者の
皆さまへ

～業務用の「はかり」は定期検査を 受検しなければいけません～

消費生活センターでは、「はかりの検査業務」を行っています。
「取引・証明」に使用するはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けるように義務付けられています。

【取引・証明に使用するはかりの具体例】



- 商品の値段を”重さ”で取引するための「はかり」
(例) … 100g〇〇円で商品を売る、買い取る
- 小包郵便物、貨物運送事業者等の宅配便物の料金
特定に使用する「はかり」
- 病院、薬局で調剤に使用する「はかり」
- 学校、病院、福祉施設等で健康診断に使用する
「はかり(体重計)」

検査済みのはかりには「合格シール」を貼付しています。
みなさんもお店や病院に行かれた際には探してみたいはかりが
ありますか？



「消費生活教室」を受講してみませんか？

消費生活に関することなどをテーマに、専門の講師を招いて講座を行っています。
たくさんのご応募をお待ちしております。

- 日 時：5月～9月までの毎月1回
13:30～15:00
- 場 所：佐世保市常盤町5番5号 中央公民館(予定)
- 内 容：未定

※日時、場所、講座内容は、4月下旬に発送
予定の受講希望者への案内状にてお知らせいたします。

- 受講料：無料
- 申 込：受講を希望される方は、ハガキに「教室受講希望」と明記し、
「住所、氏名、電話番号」を記入して、消費生活センターまで郵送
してください。電話による申し込みも受け付けております。
- 宛 先：〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所 佐世保市消費生活センター



【お問い合わせ】消費生活センター ☎0956-22-2591

消費生活ニュース

No.178
R2.2発行



近年の豪雨被害、巨大台風による被害、あるいは家の老朽化などで、家の修理やリフォームを検討している、既に工事の契約をしたという方も多いのではないのでしょうか。訪問勧誘、知人の紹介で依頼した、自分で探した業者に電話して依頼した等、契約方法はいろいろありますが、家の修理やリフォーム工事に関する相談が増えています。どのようなことに気を付けたらいいのでしょうか。

屋根工事、外壁塗装、リフォーム工事

～事例1～

夏ごろの豪雨で雨漏りがあったので、近くの業者に雨漏りの応急処置的な修理を依頼し、40万円を支払った。雨漏りは落ち着いていたが、この業者が「応急処置ではなく、屋根の塗装工事をしないか」と再訪したので、了承した。工事代金35万円は前払いを求められて支払ったが、下塗りをしただけで塗装工事は完了していない。しかし業者は完了したと言っており、困っている。話し合いの約束も果たさない。電話にも出ない。



●アドバイス

業者が再度来訪して契約した屋根塗装は、訪問販売にあたり、書面不交付や書面不備があれば、クーリングオフが可能です。また工事が未完であれば工事の完成を求めることができますし、工事の履行ができないのであれば契約解除も可能です。

しかし法的には可能ですが、クーリングオフや契約解除を主張したとしても、業者に資力がなければ、必ず返金されるとはかぎりません。

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1-10(市役所12階)

☎0956-22-2591

■相談受付時間…8:30～17:15

■閉 所 日…土・日・祝日・年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は原則として佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしていません。

